

広島県告示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十条第一項の規定によって、次の内水面における第五種共同漁業権の遊漁規則を令和六年一月一日認可した。

令和六年一月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

別冊のとおり